

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市総合政策部市民協働推進課



くしろ男女平等参画プラン策定記念講演会



～ともに創りあげる男女平等参画社会をめざして～ を開催しました



平成 30 年度からのくしろ男女平等参画プランを市民の皆様にご覧いただき、本プランの推進に向けて「男女平等参画」への理解を深めていただくことを目的に、平成 30 年 3 月 23 日(金) ANAクラウンプラザホテル釧路で記念講演会を開催しました。

併せて、新たなプランの策定を機に、男女平等参画社会への取り組みがもっと市民・事業者の皆さんに浸透してほしい、広がってほしいということで「釧路市男女いきいき参画宣言」をしました。

講演「男女共同参画を前向きにまろく考える」

講師 落語家 林家 花丸 さん

【講演内容】

軽快な出囃子の音楽とともに、着物姿で登壇し、小唄で約 110 名の来場者の笑いを誘い、「金明竹(きんめいちく)」という古典落語を披露されました。

軽快な落語の後は、「男女共同参画を前向きにまろく考える」をテーマに講演され、昔から言われている男らしさ・女らしさととらわれず、自分らしさや個性を求めることが必要で、男女の性の差によることなく、個々人が持っている個性、能力を大いに発揮し、それを互いに認め合う、明るく住みやすい世の中をつくるのが男女共同参画の基本中の基本だと強調されました。

また、落語の世界は、男女の差ではなく、年功を重んじる世界であり、女性の着替えを男性が手伝ったり、舞台の持ち時間も男女で区別がないなど、男女共同参画の考えに通じるものがあると気づいてから、男女共同参画に関する講演依頼を引き受けるようになったと話されました。

男女共同参画というと難しい話に思われがちですが、人としての思いやりを持つこと、思いやりの文化を持つことで、人として相手を思いやる気持ちを持てば、少し世の中のあり方も変わってくるのではないのでしょうかと話されました。



釧路市男女いきいき参画宣言

わたしたち釧路市民は

性別にかかわらず ともに協力し合い

一人ひとりが 個性と能力を生かし

家庭や職場など 社会のあらゆる分野において

すべての人が自分らしく生きられる

男女平等参画社会を推進することを

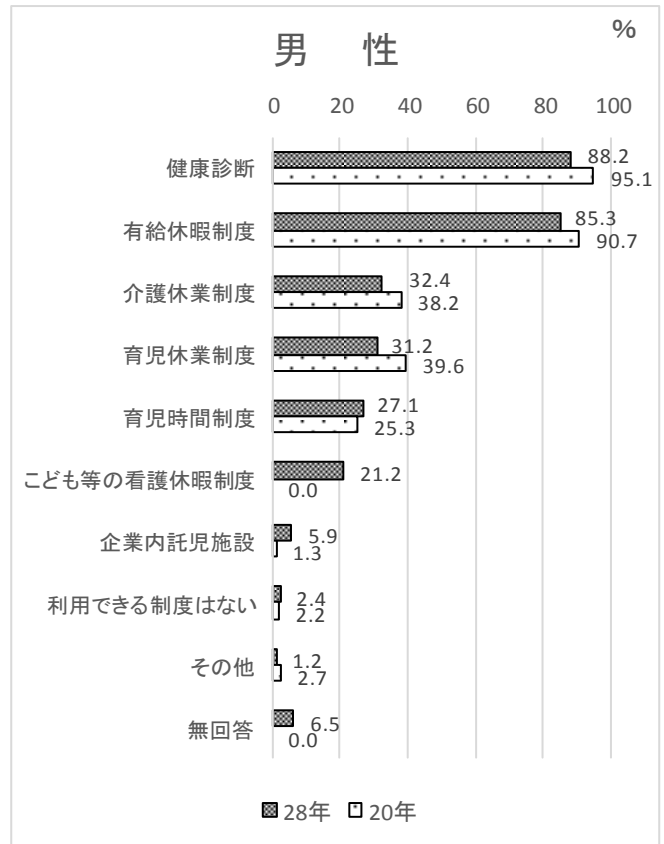
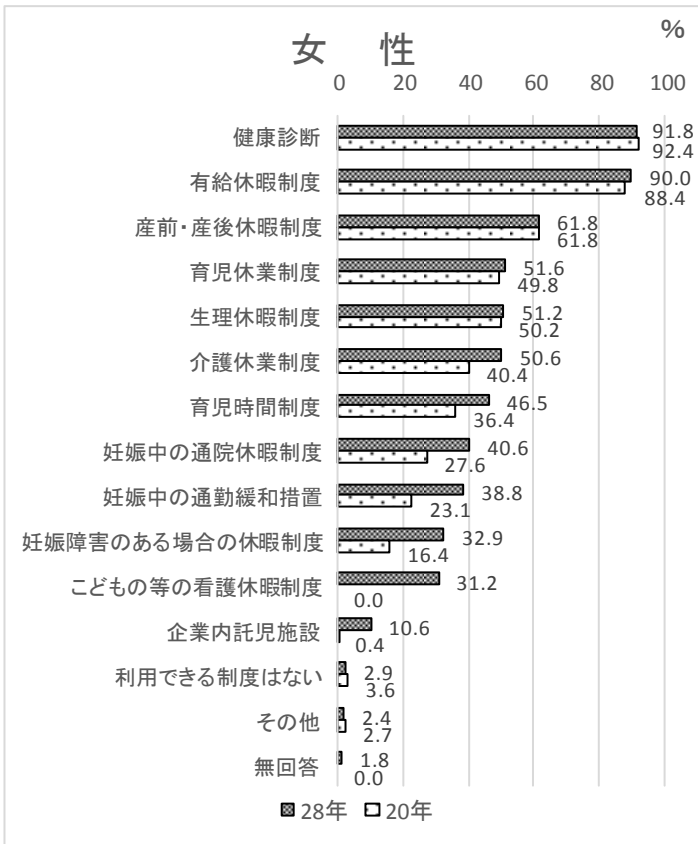
ここに宣言します

平成30年3月23日

★企業意識調査の結果（その2）

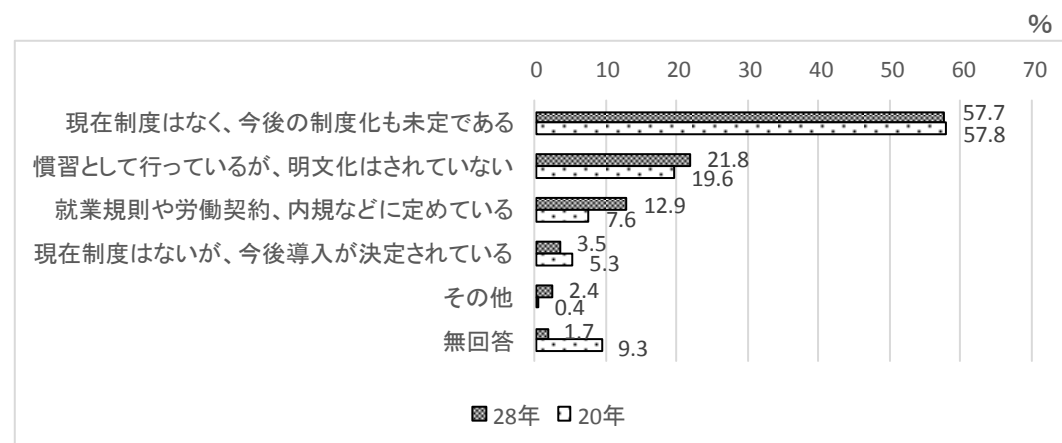
問 貴社において、従業員が利用できる制度は何ですか。

今年度、調査結果を発表した「企業の意識調査」につきまして、前号に引き続き概要をお知らせします。
※ 調査結果の全体版は、釧路市ホームページにも掲載していますので、あわせてご覧ください。



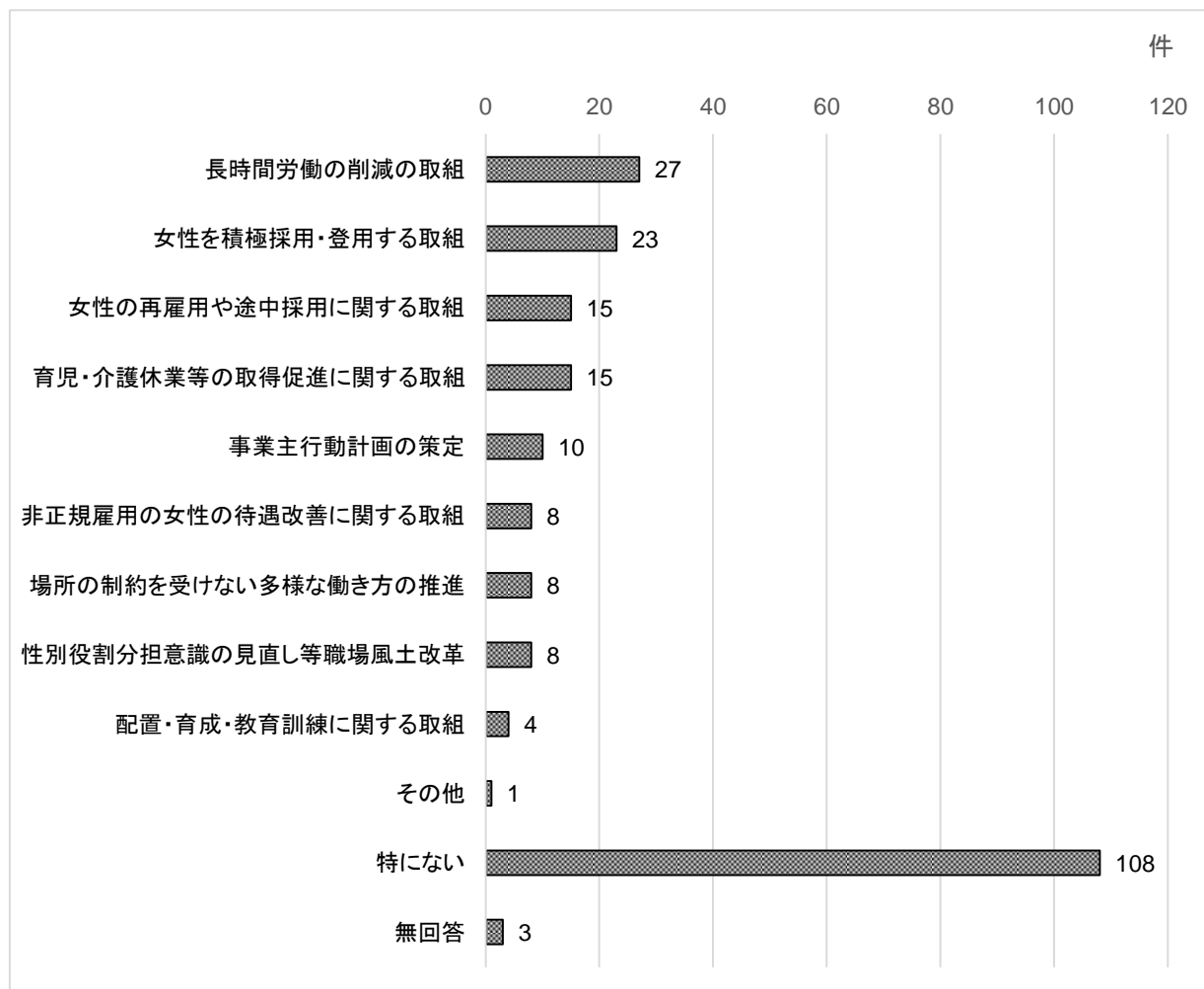
▼ 前回同様「健康診断」「有給休暇制度」が女性・男性ともに多かった。
「育児休業制度」「介護休業制度」は、女性従業員については半数以上が利用できるとしているが、男性従業員に対しては30%程度の事業所しか利用できるとしていない。
「企業内託児制度」については増えており、今回初めての小目である「こども等の看護休暇制度」については、女性従業員では31.2%、男性従業員では21.2%の事業所が利用できるとしていた。

問 貴社では、結婚・出産・育児・介護などで退職した従業員が、その後再就職を希望した場合について就業規則などで規定していますか。



▼退職した女性従業員の再就職の規定については、半数以上が「現在制度はなく、今後の制度化も未定である」としており、前回と変わっていない。

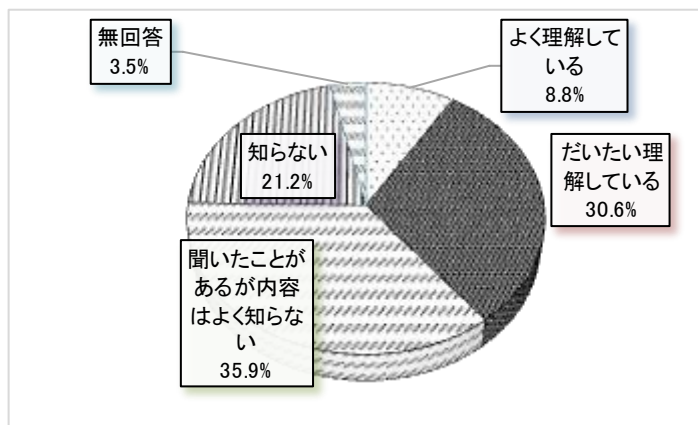
問 女性活躍推進法が平成28年4月1日に施行されましたが、これを受けて貴社ではどのような検討をされましたか。(複数回答)



(回答数=170)

▼ 平成28年4月1日の女性活躍推進法施行以降に事業所として検討したことについては「特になし」と回答した事業所が108件と最も多かった。「長時間労働の削減の取組」が27件、「女性を積極採用・登用する取組」が23件だった。

問 ワーク・ライフ・バランスを知っていますか。



▼ ワーク・ライフ・バランスについては、「聞いたことがあるが内容はよく知らない」が35.9%で最も多かった。「よく理解している」8.8%、「だいたい理解している」30.6%を合わせても39.4%と半数にも満たなかった。「知らない」が21.2%あった。

平成30年度からの

「くしろ男女平等参画プラン」を策定！



平成26年3月のプラン中間見直し後の各施策の進捗状況や、平成28年11月に実施した「男女平等参画に関する企業の意識調査」から見えてきた課題、また、女性活躍推進法を踏まえ、本市における男女平等参画社会の実現に向けてより一層施策の推進を図っていくため、新たな計画「くしろ男女平等参画プラン」（平成30～39年度）を策定しました。

新プランは、女性活躍推進法に基づく、市町村推進計画としての位置づけをしています。働くことを望む女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいくため、長時間労働慣行の是正やワーク・ライフ・バランス意識の啓発、役員・管理職への女性登用などに取り組み、男女が共に働きやすい環境づくりを推進すること、また、ハラスメントのない職場の実現に向けて取組を進めること、起業を志望する女性への支援など女性のライフステージに応じた支援に取り組んでいくことなどを女性活躍推進計画として謳っています。

男女平等参画セミナー

「あなた自身と家族、本当に守れますか？」
～大災害に備えて学び・考えておきたいこと～



平成29年11月22日に、減災と男女共同参画研修推進センター共同代表の浅野幸子さんを講師に、男女共同参画の視点で防災を考えるセミナーを開催しました。講師からは、今までの防災訓練や防災対策は、我慢と根性で乗り切ろうという非科学的なやり方で行われてきたが、「我慢と根性は災害時には人を殺す」ということをぜひ心に留め、科学的合理的に対策を的確に行っていくことが大事との話がされました。また、被災者支援は、多様な視点を持った人たちが知恵知識を寄せ集め、男女が一緒にやっけないとうまくいかない。防災リーダーは、特別な技能や知識がなくても家庭生活の知恵知識を活かしていくことが重要になるので、女性も自信を持ってやってほしいとの話がありました。今後の防災対策に求められていることは、着実に被害が広がらないようやっていかななくてはならないので、暮らしの視点や男女多様な参画ということが必要だと強調されました。

参加者からは、とてもわかりやすい話でよかった、男女共同参画の視点に立った防災は今まで考えていなかったので気づきが多かったなどの感想が寄せられました。



【問合先】釧路市 総合政策部 市民協働推進

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL 0154-31-4504. FAX 0154-23-5220

E-mail : shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp